

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました!

非正規労働者の方の雇用保険適用範囲の拡大

◇短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

- 【旧】 ○ **6ヶ月以上**の雇用見込があること
○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること



- 【新】 ○ **31日以上**の雇用見込があること
○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

雇用保険料率の変更

◇失業給付に係る雇用保険料率が変更になりました。

(一般の事業の場合：0.8% (平成21年度1年間の暫定措置) → 1.2% (平成22年度) を労使折半)

◇その他、事業主の方には、雇用保険二事業に係る雇用保険料率 (平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの0.35%) を負担していただく必要があります。

雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善

◇事業主から雇用保険資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であると確認された日から2年前まで遡及適用が可能でした。

◇施行日 (※) 以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。

(※) 施行日とは…公布日 (平成22年3月31日) から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

	○ 雇用保険制度が変わりました	1
も	○ 新規学校卒業者を対象とする求人申込手続きと 雇用関係給付金説明会開催	2
く	○ いわて就職面接会Ⅱ開催	2
じ	○ 最近の求人求職のうごき	2
	○ 障害者雇用職場改善好事例募集	3
	○ 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の 取扱いが変更になりました	4

平成23年3月新規学校卒業者を対象とする 求人申込手続と雇用関係給付金説明会開催

- 平成23年3月新規学校卒業者を対象とする求人受付開始は
大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、公共職業能力開発施設等卒業者求人が平成22年3月1日から、中学校、高等学校卒業者対象求人は、平成22年6月20日からです。
お早目の採用計画、お早目の求人提出をお願いいたします。
- 平成23年3月新規学卒者を対象とする求人申込手続と雇用関係給付金説明会を開催します。
日 時 平成22年6月4日（金）14:00～16:00
場 所 岩手県自治会館 第1会議室
盛岡市山王町4番1号 TEL 019-622-6171
- 参加申込み等詳細は、ハローワーク盛岡/求人企画部門までお問合せください。
TEL 019-624-8905（求人企画部門直通）

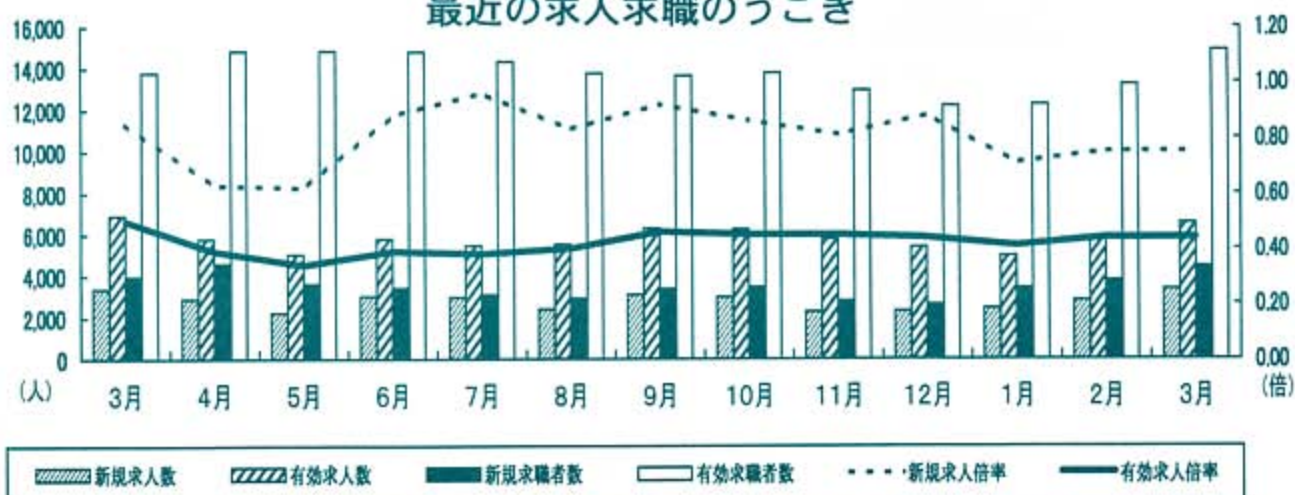
『いわて就職面接会Ⅱ』開催のご案内

県内へ就職を希望する学生、既卒者および一般求職者を対象として「いわて就職面接会Ⅱ」が下記により開催されます。参加を希望される企業におかれましてはお早めにお申込みください。

日 時	平成22年6月3日（木）13:00～17:00
場 所	岩手産業文化センターアピオ（岩手県滝沢村滝沢字砂込389-20）
対 象 者	平成23年3月卒業予定の大学院、大学、短大、高専、専門、専修学校の学生、 既卒者および一般求職者
参加企業	岩手県内に本支店・営業所等の所在地を有する事業所 岩手県内を就業地とする求人を有する事業所
主な内容	参加企業との個別面談（履歴書不要） ジョブカフェいわて、ハローワーク、岩手県福祉人材センター、 岩手県ナースセンターによる就職・職業相談 市町村からの就職情報・生活関連情報等の提供

問合せ先 （財）ふるさといわて定住財団 TEL 019-653-8976

最近の求人求職のうごき



平成22年度 障害者雇用職場改善好事例募集！

募集テーマ

肢体不自由者については、重度化・重複化が進んでおり、特に上肢機能に障害を有する場合、就職困難度が高いことが指摘されています。

そこで、平成22年度においては、上肢切断又は上肢機能障害、全身性障害により上肢に障害を有する肢体不自由者の雇用促進と職域の拡大及び職場定着の促進を図ることを目的として、以下に掲げる職場改善好事例を募集します。

募集内容

こんな事例をお寄せください。

- I 職務遂行能力に配慮した職務の設計や勤務形態、勤務場所等を改善した好事例
 - 例：① 上肢の作業スピードが重視される職務に限定せず、プログラム開発等専門的知識を活用できる職務の開発や教育研修を実施した事例
 - ② 通勤の負担軽減や自宅で生活介助が受けやすいように在宅勤務を導入した事例
- II 就労支援機器の導入や作業工程の改善等、作業が容易になるよう改善した好事例
 - 例：① 上肢機能をサポートする就労支援機器を活用した事例
 - ② 作業工程の改善、障害特性に配慮したペア又はチーム作業等により、職務遂行能力向上につなげた事例
- III 通勤や職場内における移動が容易になるよう改善した好事例
 - 例：① ラッシュを避け、時差出勤を導入した事例
 - ② 段差の解消（エレベーターやスロープの活用等）、通路の整頓、職務遂行能力向上につなげた事例
- IV 支援者の配置等職場における援助体制を整備した好事例
 - 例：① 職場内で指導者を配置し、新規雇用や異動した障害者に対して、職務遂行能力向上のための支援を行った事例
 - ② 地域障害者職業センター等のジョブコーチ支援を活用し職場定着につながった事例
 - ③ 障害者と定期的に相談できる体制や健康相談医師の委嘱等、社内におけるサポート体制を構築した事例

応募資格

上肢に障害を有する肢体不自由者を雇用している企業又は事業所

応募締切日

平成22年6月1日（火）

応募方法

応募する事例については、指定の応募用紙を使用し、上記募集テーマの全部または一部に該当するものとします。

応募用紙は、ハローワーク、(社)岩手県雇用開発協会ほか、独立行政法人高齢・障害雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp/>) からダウンロードできます。

賞

優秀な事例には、最優秀賞（厚生労働大臣賞）・優秀賞、奨励賞（高齢・障害雇用支援機構理事長賞）、を贈ります。なお、優秀賞と奨励賞については、部門（一般部門、特例子会社部門）を設け、各部門ごとに賞を贈ります。

表彰

最優秀賞・優秀賞の入賞事業所の表彰式は、平成22年9月に東京で開催する予定です。

主催/後援

独立行政法人 高齢・障害雇用支援機構 / 厚生労働省

平成22年4月1日より、教育訓練で雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を受給するときの取扱いが一部変更になりました。

- 計画届を提出するときには、個人別日別の計画一覧表を添付してください。

もともと申請時に作成いただいていた個人別日別の実績一覧表（様式第5号（3））を、教育訓練については計画段階にも計画一覧表（様式第1号（3））として作成してください。

- 計画届が変更になった場合には、教育訓練日数や受講者の増減にかかわらず変更届を提出してください。

これまでは教育訓練の日数や受講者が減少した場合は変更届を提出する必要はありませんでしたが、教育訓練について、何らかの変更があれば変更届を提出していただく必要があります。ただし、受講者の急な欠席等、受講者の責めに帰すべき理由による場合は除きます。

- 事業所内訓練を行った場合については、必ず訓練日ごとに各受講者にアンケートやレポート等を作成してもらい、支給申請時に提出してください。

支給申請書の添付資料として審査の対象となります。

なお、所定の様式は特にありませんが、この書類が整わない教育訓練については、支給対象となりませんので注意してください。

上記助成金の申請様式および最新版ガイドブックについて

以下のURLからダウンロードできますのでご利用ください

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html>

ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズサロン盛岡（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312